



課税額、同年度の前年度分の森林環境税に係る免除及び滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(事務の区分)

**第十条** 第二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**(施行期日) 附 則 抄**

**第一条** この政令は、令和六年一月一日から施行する。

(森林環境税の徴収に関する経過措置)

**第二条** 令和六年度分の森林環境税に係る法第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百二十二条の七の二の規定の適用については、同条第一項中「である場合」とあるのは、「である場合（当該納税義務者に係る個人の市町村民税の均等割額を第三百二十二条の三第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）」と、「個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。）の二分の一に相当する額（当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。）」とあるのは、「森林環境税の額（一し、同条第三項の規定は、適用しない。）

**附 則 (令和六年一月一九日政令第一二二号) 抄**

**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。